

学校感染症罹患申告書提出にあたり

※学校感染症罹患に関する申告は任意です。以下をご確認の上、ご家庭の判断でご対応ください。

※次のような場合は、罹患申告をされても出席停止とはならず、欠席となります。

- ・ 家族は感染したが、児童生徒自身は感染していない。
- ・ 「学校感染症罹患申告書」及び罹患を証明するものが提出されていない。
- ・ 提出された申告書や罹患証明の記載に不備がある。

【提出書類】

- ・ 学校感染症罹患申告書に加え、必ず罹患した（疑いがある）ことを証明するものも提出してください。

〔罹患証明となるもの〕

- 例① 病院発行の罹患証明書（病名が記載されているもの）
- 例② 病院でもらった処方箋や薬の説明書
- 例③ ART 検査結果の写真（欠席当日のもの、又は感染日から3日以内のもの）
- 例④ 公的機関（MOH や HPB、及び関連諸機関）から発行された感染証明 等

【提出期限】

- ・ 原則として、罹患による欠席日以降、完治して登校する日までに提出してください。ご事情により提出が遅れた場合でも、遅くとも罹患から1か月以内（注①・注②参照）に提出してください。罹患日から1か月を過ぎての申告は受け付けません。

注①：前期・後期最終登校日に学校感染症罹患のために欠席した場合で、「出席停止」の取扱いを希望する場合は、通知表の記載修正の都合上、即日の提出をお願いします。

注②：罹患から1か月以内であっても、通知表配布（前期・後期最終登校日）後の申告は受け付けません。

【提出方法】

- ・ 次のいずれかの方法でご提出ください。
 - ① 登校日に、児童生徒から担任に提出する。
 - ② 補習校事務室に持参する。
 - ③ 各種届出受付担当（kakushu-todoke@jss.edu.sg）に email で提出する。